

**南相馬市スポーツ施設条例及び
同条例施行規則の一部改正の概要
並びに運営方針について**

資料 2

1 改正の趣旨

平成27年1月から整備している「鹿島体育館」については、平成28年4月以降の供用開始を予定している。併せて、当該施設の管理運営は、指定管理者制度による管理運営を予定していることから、南相馬市スポーツ施設条例及び同条例施行規則、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 南相馬市スポーツ施設条例

①別表第1 小高片草運動場の項の次に次のように加える。

鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原 186 番地の 1
-------	------------------------

②別表第2中「コート）、」の次に「鹿島体育館、」を加える。

③別表第3小高片草運動場（テニスコート）の項の次に次のように加える。

鹿島 体育館	競技場全面貸 切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	1,140	
				市外	1時間	1,710	
			市内	1時間	2,280		
		市外	1時間	2,850			
		営利目的の場合				1時間	3,990
		競技場半面貸 切り利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	570
	市外				1時間	850	
	市内			1時間	1,140		
	市外		1時間	1,420			
	営利目的の場合				1時間	1,990	
	個人利用 (1回券)		大人			1回	100
		高校生			1回	50	
		小中学生			1回	20	
	個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000	
		高校生			12回	500	
		小中学生			12回	200	
多目的ホール 1区画貸切り 利用	非営利目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1時間	210		
			市外	1時間	310		
		市内	1時間	420			
	市外	1時間	520				
	営利目的の場合				1時間	730	

※利用料金の設定については、既存の市内スポーツ施設間相互の均衡を図るため、規模、機

能等の類似施設（小川町体育館・小高体育センター・千倉体育館・前川原体育館）との同一料金とした。

④別表第3中「センター、」の次に「鹿島体育館、」を加える。

(2) 南相馬市スポーツ施設条例施行規則

①第7条第1項ただし書中「コート、」の次に「鹿島体育館、」を加える。

(3) 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

①別表中、小高片草運動場テニスコートの項の次に、鹿島体育館を加える。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 施設の運営方針

(1) 施設の管理運営

平成28年4月の供用開始から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の管理運営を行うこととする。

なお、指定管理者の管理運営は、鹿島区内のスポーツ7施設「みちのく鹿島球場、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、前川原グラウンド、千倉テニスコート」とする。

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 平成27年9月下旬から10月下旬 | 募集要項の配布 |
| ② 平成27年11月 | 指定管理者の選定 |
| ③ 平成28年4月 | 指定管理者による管理運営 |